

第 4 次佐倉市総合計画について

1. 総合計画とは

総合計画は、目指すまちの状態（将来都市像）を設定して、これを実現するために行うべきことを定める「まちづくりの指針」となる計画で、本市のまちづくりにおいて最上位に位置づけられる計画です。

佐倉市では、これまで 3 回総合計画を策定しており（第 1 次：昭和 49 年、第 2 次：昭和 59 年、第 3 次：平成 13 年）、現在は平成 13 年度から 22 年度までを計画期間とした「第 3 次総合計画」に基づき、各種の施策を進めているところです。

第 3 次総合計画を策定してから 10 年弱が経過し、この間に市を取り巻く状況は大きく変化しました。（少子高齢化、景気低迷、財政構造の変化、環境問題…）

これからの佐倉市の将来都市像やまちづくり方針を定め、時代の変化に適応した市政運営を行うため、平成 23 年度からスタートする新しい総合計画（第 4 次総合計画）を策定します。

【参考】第 3 次総合計画（現行）の将来都市像…「歴史 自然 文化のまち」

2. 総合計画の構成と期間

一般に総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つで構成されます。

□ 基本構想（平成 23 年度～およそ 10 年後程度）

本市の将来あるべき姿（「将来都市像」）を定め、その実現に向けて取るべき基本的な方針、施策の方向、まちづくりの目標を定めたものです。本市のまちづくりの最高理念となるもので、市議会の議決を経て決定します。

□ 基本計画（平成 23 年度～およそ 5 年ごとに見直し）

基本構想に基づき、福祉、環境、安全、文化・学習、産業など、分野ごとに今後取り組むべき施策を体系的に定めたものです。おおむね 5 年で計画の見直しを行います。

□ 実施計画（毎年度見直し）

基本計画に定めた施策に従って実施すべき具体的な事務事業（実施手法や事業費、実施年度等）を明らかにする計画で、予算編成の指針となるものです。社会情勢や財政状況に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行います。

3. 総合計画策定までのスケジュール

□ 市民意識調査（20 年度実施済み）

市民の本市に対する意見や要望を幅広く把握するため、20 歳以上の市民 5,000 人を対象に平成 20 年 10 月 24(金)から平成 20 年 11 月 7 日(金)まで実施しました。

□ **基礎調査（20年度実施済み）**

総合計画策定に先立ち、佐倉市の現状を把握・分析し、課題を整理するために、都市としての基礎的な調査を行いました。

- ・都市数量分析（社会動態、産業、市民生活、行財政）
- ・類似都市比較分析（20市）
- ・将来人口フレーム

□ **まちづくり懇談会（21年7月～8月） ←今ココ**

第4次佐倉市総合計画の策定に際して、地域で抱えている課題や今後のまちづくりに向けた意見、提案を聞くために、市内4地区(佐倉、臼井、志津、南部地区)の各会場で、7月下旬及び8月下旬に実施します。

□ **市民意見募集（9月～）**

市民から、まちづくりに対するご意見・提言等を聴いて、総合計画の策定のための資料とするものです。ホームページ等で受け付けるため、どなたでも意見を言うことができます。

□ **団体意見交換会（10月）**

さまざまな分野で活動している市内の団体に、まちづくりに対する意向や要望、行政との連携・協働の方向性についてのご意見を伺います。

□ **庁内検討（8月～計画策定まで）**

市の内部には、市長を筆頭とする「総合計画策定本部」を設置します。ここでは、市民のみなさんからのご意見をもとに、市の課題を整理・分析し、その解決のために必要な施策を洗い出し、計画策定へと結び付ける作業を行っていきます。

□ **総合計画審議会（10月～22年6月）**

学識経験者及び公募市民が基本構想に関する審議を行い、市長に対して答申を行います。

□ **意見公募手続（パブリックコメント）（22年8月）**

上でいただいた皆さんからの意見を踏まえ、市は基本構想の案を作成します。この案に対する市民からの意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。

□ **市議会による基本構想審議（22年9月（予定））**

実施項目	時期
まちづくり懇談会(市内4地区)	7、8月
市民意見募集	9月～
団体意見交換会	10月
総合計画審議会	10月～平成22年6月
意見公募手続	平成22年8月
基本構想の審議(議会)	平成22年9月
(庁内検討…総合計画策定本部)	8月～計画策定まで